

【2026年9月2日発行】

■■ 人事労務マガジン／定例第191号 ■■

【目次】

1. 派遣労働者の同一労働同一賃金に関するセミナーを開催
2. 派遣労働者を受け入れている、受け入れを検討している企業の皆さまへ
3. 派遣労働者を受け入れる派遣先企業向けセミナー開催（同一労働同一賃金等）
4. 派遣労働者を受け入れる派遣先企業向けセミナー開催（適正な受け入れや育成）
5. 令和8年度安全衛生技術講演会を開催します
6. 9月「仕事と育児・仕事と介護の両立支援に関するセミナー」のご案内
7. 2026年10月1日からハラスメント対策が強化されます
8. 職場のトラブル予防・解決に取り組みたい方へ「令和8年度第2回労働判例・政策セミナー（9月2日開催）」の映像をオンデマンド配信します
9. 「個別労働紛争解決研修」を開催しています
10. 「テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰（輝くテレワーク賞）」の応募受け付け中
11. 事業主の皆さまへ「教育訓練休暇給付金」のご案内【再掲】
12. 「採用を成功させる ハローワーク徹底活用セミナー」開催のお知らせ【再掲】
13. 「仕事と育児・仕事と介護の両立支援」個別支援が無料で受けられます【再掲】
14. 9月12日開催 第2回ろうきょうオンラインセミナーの参加者募集中【再掲】

【トピック1】派遣労働者の同一労働同一賃金に関するセミナーを開催
～指導監督を踏まえた対応のポイントと施行5年後見直しのポイント～

厚生労働省では、派遣元事業主等を対象に、2026年10月1日に改正される労働者派遣法施行規則、「同一労働同一賃金ガイドライン」、派遣元指針、派遣先指針について解説するセミナーを開催します。制度の基本的な法的知識のほか、具体的なトラブル事例、対応のポイント、調査結果等を分かりやすく紹介します。

オンラインでの参加も可能ですので、派遣労働者の同一労働同一賃金への理解を深め、適正な業務運営やトラブル防止にぜひお役立てください。

【詳細・お申し込み】

派遣労働者の公正な待遇確保等推進事業 特設サイト

<https://hakensakiseminar.mhlw.go.jp/>

【開催日時・場所】

<会場セミナー(対面&オンライン配信)>

東京会場: 10月9日(金)10:00~12:00

大阪会場: 10月13日(火)10:00~12:00

※費用は無料です。

※各回セミナー内容は同じです。

【対象の方】

- ・ 派遣元事業主
- ・ 派遣元責任者として選任されている方、選任される予定の方
- ・ 派遣元の人事・労務・派遣管理担当者
- ・ 労働者派遣事業の許可取得を検討している企業の方
- ・ 労働者派遣事業に関する知識を習得したい方、理解を深めたい方 等

【開催内容(予定)】

- ① 派遣労働者の同一労働同一賃金の概要
- ② 派遣労働者の同一労働同一賃金の施行 5 年後の改正・見直しのポイント
- ③ 同一労働同一賃金に関連する指導監督を踏まえた対応のポイント
- ④ 関連情報のご紹介
- ⑤ 質疑応答

【お問い合わせ先】

令和 8 年度厚生労働省委託事業「派遣労働者の公正な待遇確保等推進事業」事務局

(委託先:PwC コンサルティング合同会社)

TEL:03-6257-0568

E-mail:jp_cons_mhlw_hakensaki_seminar-mbx@pwc.com

【トピック 2】派遣労働者を受け入れている、受け入れを検討している企業の皆さまへ～派遣労働者を「育てて活かす」ための無料コンサルティング支援のご案内～

厚生労働省では、派遣労働者を受け入れている、または、受け入れを検討している企業の皆さまへ、派遣労働者を「育てて活かす」ための無料コンサルティング支援を実施しています。

「育てて活かす」とは、派遣先企業が中長期的な視点で派遣労働者の能力向上を支援し、高度な人材ニーズに応えられる人材として活躍してもらう取り組みです。人手不足への対応や、専門性の高い業務を担う人材の確保、中長期的に活躍できる人材の確保へとつながります。

本コンサルティング支援では、派遣労働者を「育てて活かす」ための各種支援を行います。支援を希望される場合は、下記の本事業特設サイトよりご応募ください。

【詳細・申し込み】

派遣労働者の公正な待遇確保等推進事業 特設サイト

<https://hakensakiseminar.mhlw.go.jp/>

【コンサルティング支援の概要(費用は無料)】

① 支援対象企業

現在派遣労働者を受け入れているまたは受け入れに関心がある企業、派遣労働者の育成等に関心がある企業

② 支援内容

派遣労働者の受け入れ・育成プランの立案、派遣労働者の受け入れ、育成等(実際に派遣労働者を新たに受け入れたり、育成したりすることは、必須ではありません)

③ 支援期間

2026 年 7 月～2027 年年 1 月

※ 上記期間内でご都合に合わせて調整します

④ 支援の実施方法

オンラインまたは対面

支援内容・期間・実施方法は貴社のご要望に応じて決定します。

なお、事務局から別途、支援の詳細を説明することも可能です。

ご不明な点等は、遠慮なくお問い合わせください。

【問い合わせ先】

令和 8 年度厚生労働省委託事業「派遣労働者の公正な待遇確保等推進事業」事務局

(委託先:PwC コンサルティング合同会社)

TEL:03-6257-0568

E-mail:jp_cons_mhlw_hakensaki_seminar-mbx@pwc.com

【トピック 3】派遣労働者を受け入れる派遣先企業向けセミナー開催（同一労働同一賃金等）

厚生労働省は、派遣労働者を受け入れる派遣先企業を対象に、今年10月1日から改正される労働者派遣法施行規則、「同一労働同一賃金ガイドライン」、派遣元指針、派遣先指針の内容を含む、派遣労働者の同一労働同一賃金への対応と派遣労働者を「育てて活かす」ためのポイントを解説するセミナーを開催します。

本セミナーは、制度の基本的な法的知識のほか、具体的な対応のポイント等を分かりやすく解説する内容となっています。

派遣労働者の同一労働同一賃金について正しく理解・認識いただくことで、適正な業務遂行やトラブル防止、派遣元事業主との円滑な連携にお役立ていただけます。オンライン参加も可能ですので、ぜひこの機会にご参加ください。

【詳細・申し込み】

派遣労働者の公正な待遇確保等推進事業 特設サイト
<https://hakensakiseminar.mhlw.go.jp/>

【開催日時・場所】

<オンラインセミナー>

9月7日(月)14:00～16:00

<会場セミナー(対面&オンライン配信)>

東京会場: 10月9日(金) 14:00～16:00

※会場の対面参加は先着 80 名です。

※費用は無料です。

※オンライン配信は、Webex の使用を予定しています。

※各回セミナー内容は同じです。

【対象者】

- ・ 派遣先事業主(派遣労働者を受け入れている企業の事業主)
- ・ 現在、派遣先責任者として選任されている、選任される予定の方

- ・ 派遣労働者を受け入れている企業の人事・労務・派遣管理担当者
- ・ 派遣労働者の受け入れを検討している企業の方
- ・ 労働者派遣事業に関する知識を習得したい方、理解を深めたい方 等

【開催内容(予定)】

- ・ 派遣労働者の同一労働同一賃金の概要
- ・ 派遣労働者の同一労働同一賃金に関する令和 8 年 10 月改正の内容と派遣先の対応のポイント
- ・ 派遣労働者の同一労働同一賃金に関する派遣元の実施事項と派遣先の対応のポイント
- ・ 受け入れた派遣労働者を「育てて活かす」ための取り組み
- ・ 質疑応答

【お問い合わせ】

令和8年度厚生労働省委託事業「派遣労働者の公正な待遇確保等推進事業」事務局
(委託先:PwCコンサルティング合同会社)

TEL:03-6257-0568

E-mail: jp_cons_mhlw_hakensaki_seminar-mbx@pwc.com

【トピック 4】派遣労働者を受け入れる派遣先企業向けセミナー開催(適正な受け入れや育成)

厚生労働省は、派遣労働者の受け入れにあたって派遣先に求められる対応や実務上の留意点、派遣労働者を「育てて活かす」ためのポイントについて解説するセミナーを開催します。

本セミナーは、制度の基本的な法的知識のほか、具体的な指導監督の例、調査結果に加え、受け入れた派遣労働者を育成するための取り組みを分かりやすく解説する内容となっています。

※派遣労働者の受け入れにあたって派遣先に求められる対応や実務上の留意点の内容は、令和7年度に実施した「派遣労働者を受け入れる派遣先企業向けセミナー～派遣労働者を受け入れる際の労働者派遣法と実務上のポイント解説～」と同様の内容となります。

本セミナーの受講を通じて、労働者派遣法の正しい理解や、認識をすることで、適正な業務遂行やトラブル防止、派遣労働者のさらなる受け入れと育成にお役立ていただけます。

オンライン参加も可能ですので、ぜひこの機会にご参加ください。

【詳細・お申し込み】

派遣労働者の公正な待遇確保等推進事業 特設サイト

<https://hakensakiseminar.mhlw.go.jp/>

【開催日時・場所】

<オンラインセミナー>

9月29日(火) 14:00～16:00

<会場セミナー(対面&オンライン配信)>

大阪会場: 10月13日(火) 14:00～16:00

※会場の対面参加は先着 80 名です。

※費用は無料です。

※オンライン配信は、Webex の使用を予定しています。

※各回セミナー内容は同じです。

【対象の方】

- ・派遣先事業主(派遣労働者を受け入れている企業の事業主)
- ・現在、派遣先責任者として選任されている、選任される予定の方
- ・派遣労働者を受け入れている企業の人事・労務・派遣管理担当者
- ・派遣労働者の受け入れを検討している企業の方
- ・労働者派遣事業に関する知識を習得したい方、理解を深めたい方等

【開催内容(予定)】

- ・労働者派遣制度等の概要
- ・労働者派遣法や関連する指針等の概要、指導監督状況
- ・派遣労働者を受け入れる際に押さえるべきポイント
- ・派遣労働者を受け入れるにあたって押さえるべきポイントについて、法令や、指導監督例、関連情報
- ・受け入れた派遣労働者を「育てて活かす」ための取り組み
- ・質疑応答

【お問い合わせ】

令和 8 年度厚生労働省委託事業「派遣労働者の公正な待遇確保等推進事業」事務局

(委託先:PwC コンサルティング合同会社)

TEL:03-6257-0568

E-mail: jp_cons_mhlw_hakensaki_seminar-mbx@pwc.com

【トピック 5】令和 8 年度安全衛生技術講演会を開催します

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所では、労働安全衛生に関する研究成果を皆さまに分かりやすくご紹介するため、令和 8 年度 安全衛生技術講演会を 9 月 29 日(火)にオンラインにて開催予定です。ご興味、ご関心のある方はぜひご参加ください。

詳細・参加の申し込みは、以下 URL から労働安全衛生総合研究所ウェブサイトをご確認ください。

【主なプログラム】

講演①

保護手袋の有効性評価に関する検討

一皮膚および手袋の透過性に基づく経皮ばく露対策―(生体防御評価研究室 室長 柳場 由絵)

講演②

産業化学物質の有害性評価における無脊椎動物モデルの活用(有害性評価研究部 研究員富岡 征大)

講演③

粉体取扱い設備における静電気災害の危険性と除電対策(電気安全研究グループ 主任研究員 庄山瑞季)

講演④

化学物質の爆発・火災の危険性(物理化学的危険性)情報とその指標(化学安全研究グループ 主任研究員 西脇 洋佑)

【開催概要】

開催日時: 9 月 29 日(火)13:00~16:35

Zoom ウェビナーによるオンライン開催

費用: 無料

【詳細・申し込み】

<https://www.jniosh.johas.go.jp/announce/2026/kouen.html>

【令和 7 年度の様子】

https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/mail_mag/2025/202-2.html

【トピック 6】9 月「仕事と育児・仕事と介護の両立支援に関するセミナー」のご案内
会場での伴走型セミナーに加え、オンラインセミナーも随時開催します

本セミナーでは、改正育児・介護休業法に関する対応や、休業取得から復帰までの両立支援プラン策定などを無料で分かりやすく解説します。

また、伴走型セミナーは、隣に仕事と家庭の両立支援プランナーが着席し、セミナーを受講しながらご質問やご相談に応じることができます。セミナー内での疑問はもちろんのこと、各企業のお悩みにも対応します。
お近くの企業の皆さま、ぜひご利用ください。

※会場でのセミナーについては、定員に達した場合、期日前に申し込みを締め切る場合があります。

オンラインセミナーも随時開催しています。今後のさらなる男性の育児休業取得促進に向けた対応や、柔軟な働き方を実現するための対応、休業を取得しやすい職場の環境づくりについて分かりやすく解説します。
ぜひ、一度セミナーへご参加ください。

【開催日程と申し込み】

■【オンライン】仕事と介護の両立支援セミナー

9 月 15 日(火)14:00～15:00

「介護離職防止に必要な取組」

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/12125/>

■【四日市市開催】仕事と育児・仕事と介護の両立支援セミナー伴走型

9 月 17 日(木)13:45～16:55

会場：四日市商工会議所 3 階中会議室

第 1 部 「共働き・共育で時代の職場づくり」

第 2 部 「介護離職防止に必要な取組」

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/11923/>

■【オンライン/ぎふ働き方改革推進支援センター共催】仕事と育児の両立支援セミナー

9 月 25 日(金)14:00～15:40

第 1 部 育児・介護両立支援事務局 「共働き・共育で時代の職場づくり」

第 2 部 ぎふ働き方改革推進支援センター 「パワハラ・カスハラ対策と相談窓口対応のポイント」

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/11892/>

※岐阜県だけでなく、どの地域の方もご参加いただけるセミナーとなっております。

上記以外にも会場・オンラインセミナーを予定しています。詳細が決まり次第、下記ウェブサイトにてご案内します。

「両立支援セミナー セミナー開催情報」

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html

【トピック 7】2026 年 10 月 1 日からハラスメント対策が強化されます

改正労働施策総合推進法等の施行により、2026 年 10 月 1 日から、企業規模を問わず全ての事業主に「カスタマーハラスメント」、「求職者等に対するセクシュアルハラスメント」についても雇用管理上必要な措置を講ずることが義務付けられます。

厚生労働省が運営するポータルサイト「あかるい職場応援団」では、事業主向けにハラスメント対策の内容をまとめたパンフレットや、改正法を説明した解説動画等を掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

【詳細は、こちら】

ポータルサイト「あかるい職場応援団」

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

事業主が講ずべきハラスメント対策パンフレット

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/download/>

解説動画

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/movie/>

【トピック 8】職場のトラブル予防・解決に取り組みたい方へ「令和 8 年度第 2 回労働判例・政策セミナー(9 月 2 日開催)」の映像をオンデマンド配信します

厚生労働省は、令和 8 年度第 2 回「労働判例・政策セミナー」を 9 月 2 日(水)に開催しましたが、当日のセミナーの映像を 9 月 10 日(木)以降オンデマンドで配信しますので、ご興味ある方はぜひご視聴ください。【視聴無料】

【セミナーの目的、内容】

近年、職場ではさまざまなトラブルが多数発生しています。例えば、解雇、労働条件の引き下げ、いじめなど労働者個人と事業主間のトラブル(個別労働紛争)です。

このセミナーでは、「働きやすい職場」を実現するため、労働問題の解決や予防に役立つ最新の労働判例や労働政策の動向を紹介することを目的としています。

【今回セミナーのテーマ、講師】

令和 8 年度第 2 回のセミナーでは、近年関心の高い定年後再雇用における労働問題や同一労働同一賃金に関連する諸問題を取り上げます。

これらの問題について、企業内でどのようなトラブル、紛争が発生しているか、また、紛争の予防、早期解決のための対応はどうするかといったことについて参加者の方からの質問を受けながらパネルディスカッションを進めます。

講師

(コーディネーター) 水町勇一郎 早稲田大学教授

(パネリスト) 佐々木 亮 弁護士(旬報法律事務所)

(パネリスト) 吉野 公浩 弁護士(石寄・山中総合法律事務所)

【お申し込み方法】

当日の動画の視聴をご希望の方は、9 月 10 日(木)以降、「全基連」ウェブサイトからお申し込みください。

全基連ウェブサイト

<http://www.zenkiren.com>

【お問い合わせ】

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会(全基連)研修事業本部(委託先)

TEL: 03-3518-9103

【トピック 9】「個別労働紛争解決研修」を開催しています 企業内での個別労働紛争の予防、適切な対処ができる人材の育成にお役立てください

厚生労働省は、個別労働紛争の発生を未然に防ぎ、発生した紛争に対して迅速・適切に対処することができる人材の育成を目的に、「個別労働紛争解決研修」を、会場・オンラインで開催します。
(厚生労働省委託事業)

近年、企業内では解雇、労働条件の引き下げ、いじめ・嫌がらせ、雇い止めなどの個別労働紛争が増加しています。こうした中、個別労働紛争を予防し、発生した紛争に迅速・適切に対処し、労働者が安心して働ける職場環境を整備することが、経営の重要課題の1つとなっています。

この研修は、「基礎研修」、「応用研修」から構成されています。

基礎研修では、個別労働紛争の発生を予防するために必要な基本的な法知識と問題解決能力を培います。

応用研修では、基礎研修を修了された方等を対象として、個別労働紛争の模擬事例等を題材として受講者間のディスカッションを中心に講義を進めることで、複雑な労働問題に対処するための実践的なスキルを磨きます。

講師は、労働問題に深い知見のある労働法学者、労働事件に精通した労使各側の弁護士が担当しています。

使用するカリキュラム・テキストは、連合、経団連等の労使団体、労働法学者、労使各側の弁護士協力の下で中立的な観点で作成されています。

企業の人事労務担当者、社会保険労務士、労働組合関係者など、企業や労働組合で労働紛争の解決に携わる方の受講をお待ちしています。

【基礎研修の詳細】

・受講方法:研修日は1日です。研修日当日は職場、自宅等でライブ配信により受講する方法と、

研修会場にて対面で受講する方法があり、研修回により異なりますので、ご都合の良い回を選択してお申し込みください。研修日前1か月間は「事前学習期間」として、オンデマンド動画を視聴しながら事前学習をしていただきます。

・開催日程(研修日)

ライブ配信回:9月18日(金)、10月16日(金)、11月10日(火)、12月12日(土)、2027年1月28日(木)

会場開催回(東京会場):10月7日(水)、10月28日(水)、11月24日(火)、2027年1月13日(水)

・受講料:28,600円(税込)

【応用研修の詳細】

・受講方法:研修日が1日のコースのほかに、受講者間のディスカッション時間を長く設定した2日コースの回も1回設けています。研修日当日は、職場・自宅等でライブ配信により受講する方法と、研修会場(東京または大阪)にて対面で受講する方法があり、研修回により異なりますので、ご都合の良い回を選択してお申し込みください。研修日前1か月間は「事前学習期間」として、オンデマンド動画を視聴しながら事前学習をしていただきます。

・開催日程(研修日)

ライブ配信回:10月2日(金)、10月20日(火)、12月4日(金)、2027年1月23日(土)、2月18日(木)

会場開催回:

東京会場:10月8日(木)、11月2日(月)、2027年2月5日(金)

東京会場(2日コース):12月16・17日(水・木)

大阪会場:11月16日(月)

・受講料:

(標準コース)24,200円(税込)※

(2日コース)33,000円(税込)※

※一定の要件を満たす場合には割引が受けられます。詳細は全基連のウェブサイトをご覧ください。

【お申し込みなど詳細はこちら】

「個別労働紛争の防止・解決のための労働法制普及・啓発事業」

<https://www.zenkiren.com/jutaku/kensyu.html>

【お問い合わせ】

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会(全基連)研修事業本部

※厚生労働省委託事業

TEL: 03-3518-9103

E-mail: kensyu@zenkiren.com

URL: <http://www.zenkiren.com/>

【トピック 10】「テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰(輝くテレワーク賞)」

の応募受け付け中～締め切り: 9 月 30 日(水)～

厚生労働省では、令和 8 年度の「輝くテレワーク賞」※の募集を開始しました。

※「輝くテレワーク賞」は「テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰」の通称

「輝くテレワーク賞」とは、テレワークの活用によって、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現を図るとともに、他社の模範となる取り組みを行っている企業や団体を厚生労働大臣が表彰するものです。

本表彰を通じて先進的な取組事例を幅広く社会に周知することにより、テレワークという働き方を普及させるとともに、テレワークの導入が進んでいない企業や定着に課題のある企業にテレワーク導入と定着を促します。

応募の締め切りは 9 月 30 日(水)です。皆さまからのご応募お待ちしております。

【表彰の対象と種類】

(1) 厚生労働大臣賞「優秀賞」

テレワークの活用によってワーク・ライフ・バランスの実現を図るとともに、他社の模範となる取組を行っている企業・団体のうち、その取り組みが総合的に優れていると認められる企業・団体を表彰

(2) 厚生労働大臣賞「特別奨励賞」

テレワークの活用によってワーク・ライフ・バランスの実現を図るとともに、他社の模範となる取組を行っている企業・団体のうち、その取り組みが優れていると認められる企業・団体を表彰

「取り組みの例」

- ・テレワーク活用が難しいとされてきた業界で効果的な取り組みを行っている企業団体
- ・テレワーク活用が難しいとされてきた職種で効果的な取り組みを行っている企業団体
- ・効果的な取り組みを行っている中小企業・団体
- ・地方に所在しており、その地方特有の課題を克服するための工夫や取り組みを行っている企業・団体
- ・テレワークの普及・推進に貢献して、顕著な成果をあげている企業・団体

【表彰スケジュール】

9月30日(水) 応募締め切り

10月～11月 審査

12月中頃 審査結果発表

2027年年1月 表彰式

【応募方法など詳細はこちら】

「テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰～輝くテレワーク賞～2026 年実施内容」

<https://telework.mhlw.go.jp/kagayakutelework/award/>

【トピック11】事業主の皆さまへ「教育訓練休暇給付金」のご案内【再掲】

従業員が離職することなく、教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、その休暇期間中の生活費を保障するため、失業給付(基本手当)に相当する給付として、賃金の一定割合を支給する国の制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者が、就業規則等に定められた休暇制度に基づき、連続した30日以上は無給の教育訓練休暇を取得する場合、教育訓練休暇給付金の支給が受けられます。

■事業主側のメリット

- ・従業員が資格取得等に集中できるため、復職後のスキル向上が期待できます。
- ・給付金が支給されるため、従業員の生活不安を軽減しながら学び直しを支援できます。
- ・優秀な人材の確保や定着、エンゲージメント向上といった効果が期待できます。
- ・従業員の自発的なり・スキリングを促進でき、組織全体の学習文化の醸成が期待できます。

従業員が教育訓練休暇給付金を利用するためには、事業主の皆さまに就業規則等を整備していただくとともに、教育訓練休暇を開始した際にハローワークで手続きを行う必要があります。制度についてご確認をお願いします。

【詳細はこちら】

教育訓練休暇給付金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou_koyouhoken/kyukakyufukin.html

【トピック12】「採用を成功させる ハローワーク徹底活用セミナー」開催のお知らせ【再掲】

「求人を出しても応募がない」、「同じような求人に見えるのに、他社は採用できるのはなぜ?」、
そんなお悩みはありませんか?

厚生労働省では、求職者の心をつかむ求人票作成のコツや、ハローワークの求人者支援サービスの活用方法を学べるセミナーを開催します。【事前申し込み制・参加無料】

人材確保にお悩みの採用担当者さまはぜひご参加ください。

【詳細・申し込みはこちら】

採用を成功させる ハローワーク徹底活用セミナー

<https://helloworkseminar-kyujin.mhlw.go.jp/>

※事業所所在地を管轄するハローワークのセミナーにお申し込みください。

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「求人者支援セミナー」事務局

株式会社読売アルス A(委託先)

TEL:03-5226-9919(受付時間:平日 10 時~17 時)

【トピック 13】「仕事と育児・仕事と介護の両立支援」個別支援のご案内
従業員からの育児休業取得や、突然の介護休業取得の申し出に備えましょ
う【再掲】

令和 7 年の改正法施行に伴い、企業には誰もが働きやすい職場の環境づくりが求められています。社会保険労務士や中小企業診断士などの資格を持つ仕事と家庭の両立支援プランナーが、法改正に沿った雇用管理や円滑な休業取得、職場復帰などについてアドバイスをを行います。ぜひこの機会に無料支援をご活用ください。

【中小企業育児・介護休業等推進支援事業】

・育児支援について

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/ikuji/>

・介護支援について

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/kaigo/>

【お問い合わせ】

育児・介護両立支援事務局(厚生労働省委託事業)

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>

TEL:03-5542-1740

【トピック 14】9 月 12 日開催 第 2 回ろうきょうオンラインセミナーの参加者募集中【再掲】

「労働者協同組合」(略称:ろうきょう)は、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して事業を行い、組合員自らがその事業に従事する法人制度です。高齢者支援、店舗運営、配送、子ども支援、広告物や映像制作・イベント企画など、さまざまな事業分野で労働者協同組合を活用した多様な働き方が広がっています。また、副業・兼業や退職後の高齢期に生きがいを持って働く場としても活用されています。

厚生労働省では、今年度、労働者協同組合の活用をテーマに全4回のセミナーを開催しています。

第2回セミナーでは、労働者協同組合を活用した地域課題の解決と事業の承継・創出をテーマに、京都府京丹後市で駅舎カフェと公共ライドシェアを運営する労働者協同組合、石川県珠洲市で事業承継して公衆浴場の運営に取り組む労働者協同組合の事例をご紹介します。

オンライン(Zoom)開催で全国どなたでも参加できます。【事前申し込み制・参加無料】

【開催日時】

開催日時:9月12日(土)14:00～16:00

【開催内容】

① 労働者協同組合の概要

伏木 崇人(厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課 労働者協同組合業務室長)

② 自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)の概要

星 明彦(国土交通省 総合政策局モビリティサービス推進課長)

③ 基調講演

「地域の課題解決と事業の承継・創出 ～労働者協同組合でつなぐ地域の仕事～」

田中 夏子(日本協同組合学会元会長 長野県高齢者生活協同組合副理事長)

④ 事例紹介

・ 労働者協同組合 TANGO CREW'S(京都府京丹後市)

・ 海浜あみだ湯労働者協同組合(石川県珠洲市)

⑤ パネルディスカッション

【詳細内容・申し込み先】

特設サイト「知りたい！労働者協同組合法」からお申し込みください。

https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum/onlineseminar_202602

※申し込み締め切り:9月10日(木)

▽▼厚生労働省 SNS と WEB マガジンのご案内▲△

厚生労働省(広報室)では、5つの公式 SNS アカウントと昨年新たに立ち上げた WEB マガジン
を運用しています。

健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支えるさまざまな情報をお届け
しているので、ぜひフォロー等お願いいたします。

【X】

<https://x.com/mhlwtwitter>

【Facebook】

<https://www.facebook.com/mhlw.japan>

【note】

<https://mhlw-communication-gov.note.jp/>

【YouTube】

<https://www.youtube.com/user/MHLWchannel>

【LINE】

<https://lin.ee/K4aJjUi>

【WEB マガジン】

https://www.mhlw.go.jp/web_magazine/